

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和 6 年 6 月 1 9 日	
山口県知事 殿	
提出者	
住 所 山口県山口市緑町2番11号	
氏 名 済生会山口総合病院	
院長 郷良 秀典	
電話番号 083-901-6111	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	山口県済生会山口総合病院
事業場の所在地	山口県山口市緑町2番11号
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	医療業
② 事業の規模	279床
③ 従業員数	673人 (4月初期)
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	溶融・焼却

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙 「廃棄物管理組織図」 のとおり			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃アルカリ有害（トリセノックス他）
	排 出 量	52.3085 t	0.0042 t
	(これまでに実施した取組) 洗浄、滅菌処理により再利用できるものは実施し、減量を図る		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃酸・他
	排 出 量	50 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 洗浄、滅菌処理により再利用できるものは実施し、減量を図る		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
① 現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 明らかに感染性廃棄物でない産業廃棄物との分別の徹底		
② 計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 明らかに感染性廃棄物でない産業廃棄物との分別の更なる徹底		

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 実施例なし		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 実施例なし		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 実施例なし		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃アルカリ有害（トリセノックス）
	全処理委託量	52.3085 t	0.0042 t
	優良認定処理業者への処理委託量	52.3085 t	0.0042 t
	再生利用業者への処理委託量	52.3085 t	0.0042 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 委託基準に従い、環境への配慮（リサイクル）を行い、当該廃棄物を適正に処理できる優良認定業者を選定し、書面にて契約を締結し実施している。		

② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃酸・他
	全 処 理 委 託 量	5 0 t	0 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	5 0 t	0 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	5 0 t	0 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
	現状の取り組みと同様とし、定期的に委託先の現地確認を行う		
【前年度（令和5年度）実績】			
電子情報処理組織の使用 に関する事項	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	5 2 . 3 1 2 7 t	
	(今後実施する予定の取り組み) J W N E T 加入済み・運用継続中		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取り込みについて記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がな

いときは、「―」を記入すること。

9 ※欄は記入しないこと。

廃棄物管理組織図



多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画書(補足)(令和 6年度計画)

別紙2ー2

多量排出事業者 名 称	済生会山口総合病院	所在地(市町名)	山口市	事業の種類	P83 医療業
-------------	-----------	----------	-----	-------	---------

(単位：トン)

区分	種 類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
特別管理産業廃棄物	感染性産業廃棄物	52.3085	50									52.3085	50	52.3085		52.3085	50				
	廃アルカリ有害(トリセノックス他)	0.0042										0.0042		0.0042		0.0042					
		0										0				0					
		0										0				0					
		0										0				0					
		0										0				0					
計 (B)		52.3127	50	0	0	0	0	0	0	0	0	52.3127	50	52.3127	0	52.3127	50	0	0	0	0